

## 災害調査における感染症対策

(公社) 砂防学会感染症対応委員会

令和2年7月21日

感染症が流行している中での災害調査に係わる指針を作成しましたので、災害調査にあたりましては、これを参考にして状況に応じて適切な対応、記録の保管をお願いします。

### 1. 事前準備

- (1) 調査団は被災地域の支部のメンバー、近郊の地域の他の支部のメンバーを中心として、できるかぎり少人数とする。
- (2) 情報収集はメール、電話またはオンライン会議を活用する。
- (3) 被災地域の砂防関係部局と感染症対策も含めて十分に協議する。
- (4) 被災地域での感染症の状況、感染症に対する地元行政や地元住民の対応などの情報を収集し、調査団員と共有し、調査にあたってはこれらのことに十分配慮する。

### 2. 災害調査実施時

- (1) 団員の健康状態(体温や感染症の症状の有無)は必ず調査開始前に把握し、行程、濃厚接触者とともに各団員が記録する。
- (2) 感染が疑われる場合は調査への参加は認めない。
- (3) 余裕のある行程を計画し、途中休憩を多くするなど団員の健康に配慮する。
- (4) 調査は必要最小限の人数の調査班ごとに行う。
- (5) 会議、打ち合わせ、移動の車内、食事、宿泊施設における感染症対策に万全を期す。
- (6) 物品の共用には注意を払う。
- (7) 感染症が流行している中での調査であることを認識して、地域住民と接する。

### 3. 現地調査終了後

- (1) 団長は調査後2週間程度参加者の健康状態の把握に努める。
- (2) 2.(1)の記録は団長が保管する。